

福岡県地球温暖化対策 実行計画の改定方針（案）

令和8年2月3日

福岡県環境審議会 地球温暖化対策実行計画専門委員会 事務局
(福岡県環境部環境保全課)

1. 計画改定の趣旨

- 本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。
- 実行計画については、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。
- 令和9年3月で実行計画の策定から5年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を改定するものである。

2. 現行計画の概要

(1) 計画期間

2017（平成29）年度から2030（令和12）年度まで

(2) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、
パーフルオロカーボン（PFCs）、
六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）

(3) 温室効果ガス排出削減目標

ア 長期目標

2050（令和32）年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロ※
を目指す。 ※温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとする。

イ 中期目標

2030（令和12）年度における福岡県の温室効果ガス排出量
を2013年度比46%削減する。

3. 計画改定の基本方針(案)

- 国が策定した「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「気候変動適応計画」（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更）に加え、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）、「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）を参考に計画を改定する。
 - 「気候変動適応計画」「熱中症対策実行計画」は2026年度に改定予定とされていることから、その審議動向についても注視し、計画改定の参考とする。

3. <参考>地球温暖化対策計画(国計画)の概要

(1) 根拠法令 地球温暖化対策の推進に関する法律 (第8条, 第9条)

(2) 策定時期 令和7年2月18日 (閣議決定)

(3) 計画期間 2025年2月18日~2040年度末

(4) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、
六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)

(5) 温室効果ガス排出削減目標

- 2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- 2035年度及び2040年度における目標は、2050年ネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示すものとして設定。

3. <参考>気候変動適応計画(国計画)の概要

(1) 根拠法令 気候変動適応法 (第7条, 第8条)

(2) 策定期期 令和3年10月22日 (閣議決定)
令和5年5月30日 (閣議決定 (一部変更))

(3) 計画期間 今後おおむね5年間 ※令和8年度に改定予定

(4) 基本戦略

- ① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
- ② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
- ③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- ④ 地域の実状に応じた気候変動適応を推進する
- ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
- ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

(5) 気候変動適応に関する分野別施策(分類)

- | | |
|-------------|------------|
| ① 農業、林業、水産業 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害・沿岸域 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 国民生活・都市生活 | |

3. <参考>熱中症対策実行計画(国計画)の概要

(1) 根拠法令 気候変動適応法 (第16条, 第17条)

(2) 策定時期 令和5年5月30日 (閣議決定)

(3) 計画期間 概ね5年間 ※令和8年度に見直し予定

(4) 熱中症対策の具体的な施策

① 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

② 熱中症弱者のための熱中症対策

③ 管理者がいる場等における熱中症対策

④ 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

> 地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

> 暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進

> 優れた熱中症対策の取組の共有及び実施

> 救急業務及び医療現場における熱中症対策

⑤ 産業界との連携

⑥ 熱中症対策に関する調査研究の推進

⑦ 極端な高温の発生への備え

⑧ 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

3. <参考>第7次エネルギー基本計画の概要

(1) 根拠法令 エネルギー政策基本法（第12条）

(2) 策定時期 令和7年2月18日（閣議決定）

(3) 計画期間 少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じて変更

(4) エネルギー政策の基本的視点

- ① エネルギー政策の要諦である、**S+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）の原則**は維持。
- ② 安全性を大前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境への適合を図る。

(5) 2040年に向けた政策の方向性

- ① **DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況。**2040年度に向けて、本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行。
- ② すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、**再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成**を目指していく。
- ③ エネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造への転換を実現するべく、**徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換**などを進めるとともに、**再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用**する。
- ④ 2040年に向け、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3Eの原則に基づき、**脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制**するべく取り組んでいく。

4. 改定計画の構成(案)

第1章 計画策定・改定の背景

- > 地球温暖化の現状
- > 国内外の動向
- > 前計画の点検・評価

第2章 計画の基本的事項

- > 対象とする温室効果ガス
- > 計画の期間
- > 基準年度、削減目標の年度

第3章 福岡県の地域特性

- > 自然的条件
- > 社会的条件

第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の現況推計、将来推計

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

- > 福岡県の温室効果ガス排出量の削減目標
- > 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

4. 改定計画の構成(案)

第6章 地球温暖化対策(緩和策)

- > 地域特性を踏まえた対策の方向性
- > 福岡県における緩和策の取組

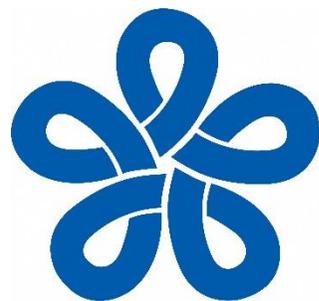
第7章 地球温暖化対策(適応策)

- > 地域特性を踏まえた対策の方向性
- > 福岡県における適応策の取組

第8章 計画の推進体制・進行管理

別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準※

- ※ 別冊「促進区域の設定に関する福岡県基準」は今回改定の対象外とする



福岡県

Fukuoka Prefecture